



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

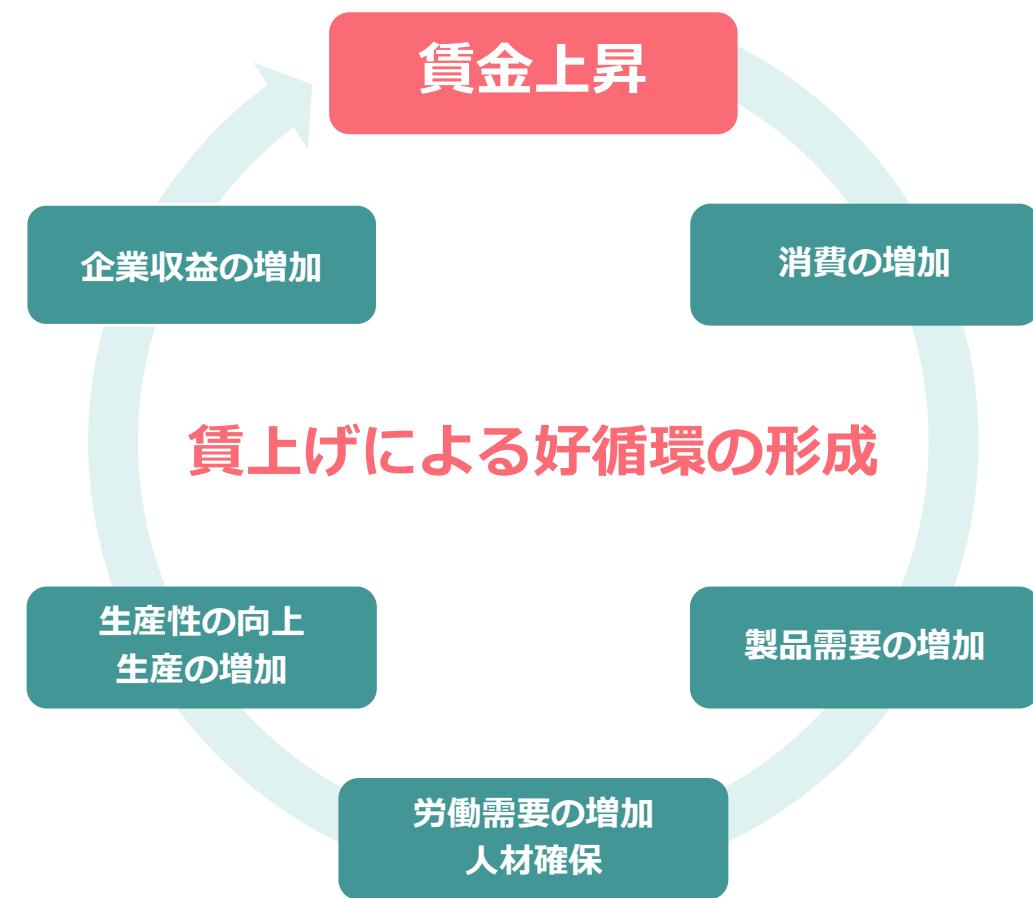
大阪政労使会議 大阪労働局説明資料

令和 8 年 1 月 23 日

賃上げによる好循環

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。

賃上げ率	5.10% (R 6年)	5.25% (R 7年)
※連合 春季生活闘争回答集計結果		
民間消費支出	328兆円 (R 6年第2四半期)	340兆円 (R 7年第2四半期)
民間設備投資	105兆円 (R 6年第2四半期)	110兆円 (R 7年第2四半期)
就業率	61.7% (R 6年第2四半期)	62.3% (R 7年第2四半期)
営業利益	23.3兆円 (R 6年第2四半期)	23.4兆円 (R 7年第2四半期)
※資本金1,000万円以上		
名目GDP	606兆円 (R 6年第2四半期)	635兆円 (R 7年第2四半期)



- **物価上昇を上回る賃上げ**を全国に広げ、家計の実質所得を確保
- 価格転嫁の徹底、省力化投資促進、重点支援地方交付金等により、企業の継続的・安定的な賃上げの**環境整備**

現状

- 春季労使交渉は、**賃上げ率**が2年連続で5%台で、約30年ぶりの高水準

主な取組

賃上げに向けた中小企業等の稼ぐ力の強化

- 生産性向上のための**設備投資・省力化投資等の強化**
- 「100億企業」の創出支援
- 「省力化投資促進プラン」の推進
- **事業承継・M&Aの支援強化**
- **予兆管理や再生支援の強化**

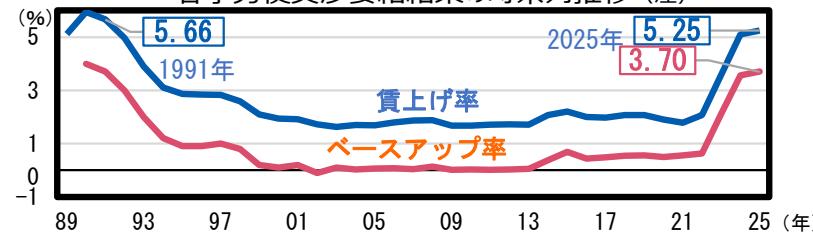
価格転嫁・取引適正化の推進

- **取適法・振興法**の厳正な執行
- 「労務費転嫁指針」の改正
- **官公需**における物価上昇を踏まえた単価の見直し

プッシュ型の 伴走支援の強化

- 積極的な働きかけによる**気づきの提供と相談体制の強化**
- **生産性向上支援センター設置**や自治体による**支援モデル創出**

春季労使交渉妥結結果の時系列推移（注）



医療・介護等支援パッケージ

- **令和8年度報酬改定の効果を前倒しし、医療・介護・障害福祉分野の現場で働く幅広い職種の方々の賃上げを支援**
- **ICT機器等の導入等による生産性向上・職場環境改善の取組を支援**

重点支援地方交付金

- **賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者を支援**
- **農林水産業等も支援**

業務改善助成金

- **最低賃金引上げに対応する中小企業等が賃上げと設備投資等をする場合、最大600万円を支援**

賃上げの継続・定着に向けてあらゆる施策を総動員

注：連合「春季生活闘争 回答集計結果」より作成。2015年までのペア率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

関連する
法令・予算

- 重点支援地方交付金（予算/内閣府）、業務改善助成金（予算/厚生労働省）
- 様々な事業環境変化に対応するための成長ステージに応じた中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等に対する強力な支援（仮称）（予算/経済産業省）等

賃金引上げに向けた厚生労働省の支援施策（「賃上げ」支援助成金パッケージ）

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額改定**し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む**中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げを行った場合、7万円が支給されます。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

より高い待遇への労働移動等への支援

- ◆特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)
- ◆早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)
- ◆産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

厚生労働省の賃上げに向けた主な支援施策の実績（令和6年度）

全国

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	21,783	17,616	233.5
キャリアアップ助成金	97,292	72,826	535.5
働き方改革推進支援助成金	5,425	4,283	67.9
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	82,268	50,487	315.5

大阪府

名称	応募・申請数（件）	実績（件）	執行額（億円）
業務改善助成金	1,826	1,253	15.5
キャリアアップ助成金	16,188	12,590	96.5
働き方改革推進支援助成金	504	377	5.0
人材開発支援助成金 ※ 人材育成支援コース、教育訓練休暇等付与コース、人への投資促進コース、事業展開等リスクリング支援コース	6,899	5,559	39.5

大阪における助成金活用事例

事例①

業種：小売業

助成金名：業務改善助成金

労働者数：10名以下

コース区分：引上げ額90円コース（対象者1名）

助成上限額：170万円

【取組前】調剤薬局を営む店舗において、従来使用していた分包機は、手動で粉薬を均等にならしながら分包しなければならず、一度に作れる分包数も限られていた。

【取組効果】**全自動分包機の導入**により、分包のスピードが1回あたり10分程度短縮され、一度に作れる粉薬は2倍に増加した。手作業を自動化することで作業の効率化が進み、客の待ち時間の負担も軽減され、**従業員の負担軽減**にもつながった。

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成。引上げ額と引上げ人数で助成上限額が変わる。

事例②

業種：飲食店

助成金名：業務改善助成金

労働者数：30名以下

コース区分：引上げ額45円コース（対象者7名）

助成上限額：160万円

【取組前】1日当たり300人以上が利用する食堂を経営しているが、従業員が注文を取り、レジの会計も行っているため、お客様一人当たり1分程度の従業員対応が発生していた。

【取組効果】**食券の券売機を導入**し、注文受付や会計で従業員が対応する時間は0分となった。

大阪における助成金活用事例

事例③

業種：製造業

助成金名：業務改善助成金

労働者数：10名以下

コース区分：引上げ額90円コース（対象者2名）

助成上限額：240万円

【取組前】旧式のアーク溶接を使用、1加工あたりの作業時間に60分かかっていた。

【取組効果】**最新のレーザー溶接機へ切り替えた結果、溶接速度が大幅に向上し、1加工あたりの作業時間を30分へ短縮できた。**1日に平均2加工を行うことから、月間では約20時間の生産性向上につながった。

事例④

業種：建設業

助成金名：働き方改革推進支援助成金

労働者数：30名以下

コース区分：業種別課題対応コース

（引上げ率7%以上、対象者1名）

助成上限額：247万円（賃上げ加算含む）

【取組前】看板設置等の高所作業があり、脚立や足場を組み作業をしているが、足場の組み立てに1回あたり90分、作業終了後の解体に90分程度の時間を要していた。

【取組効果】**高所作業車を導入し、足場を組むことなく、高所での作業を行えるようになり、足場の組み立て解体にかかる時間を削減できた。**また、作業者の身体的負担も軽減された。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成。賃上げによる助成金上限額の加算制度あり。

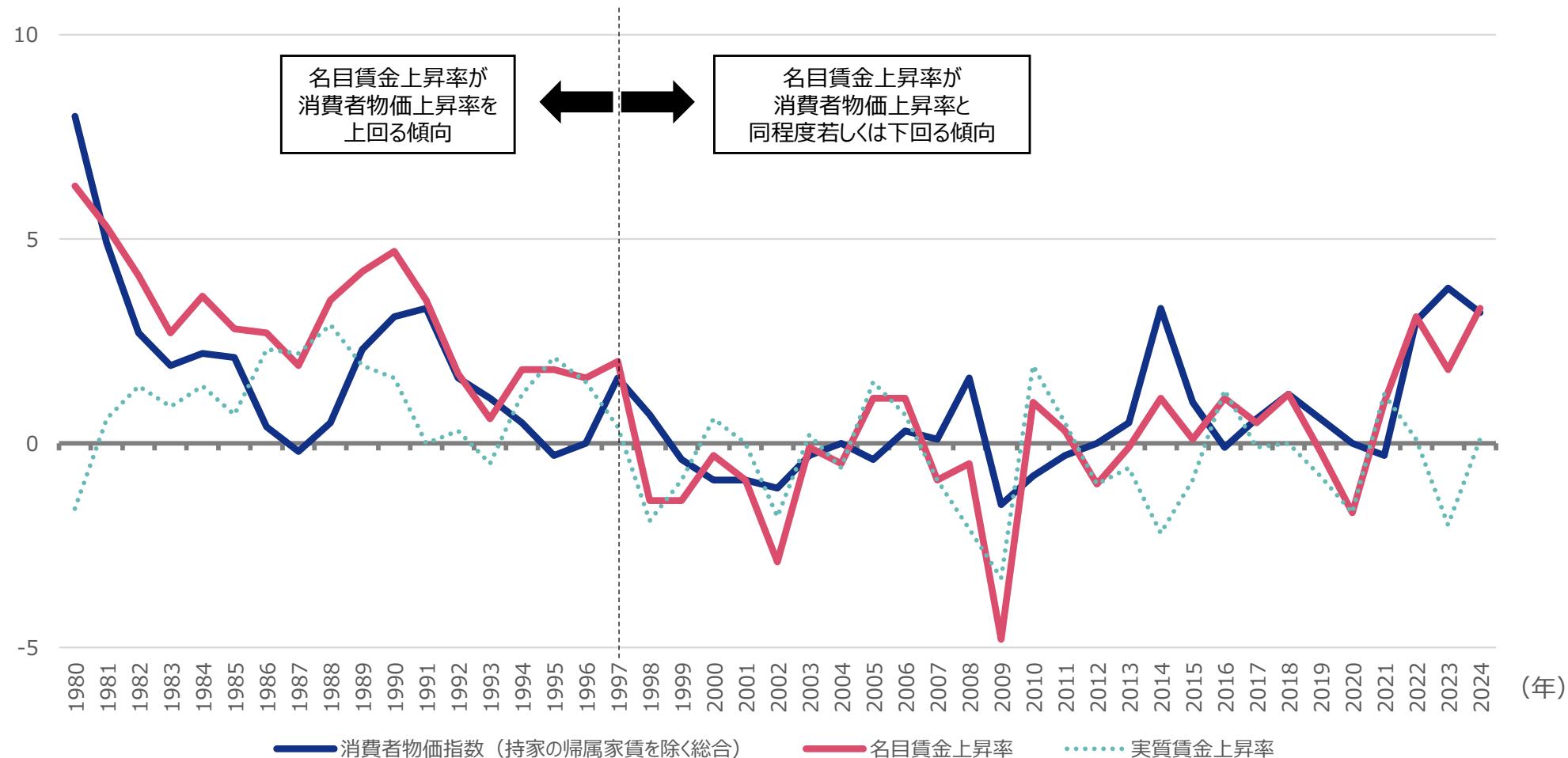
大阪政労使会議

大阪労働局参考資料

令和8年1月23日

物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
- 物価上昇率は、2022年以降はそれ以前より高い傾向にあり、3%台で推移。
- 名目賃金上昇率は、2021年以降プラスで推移。

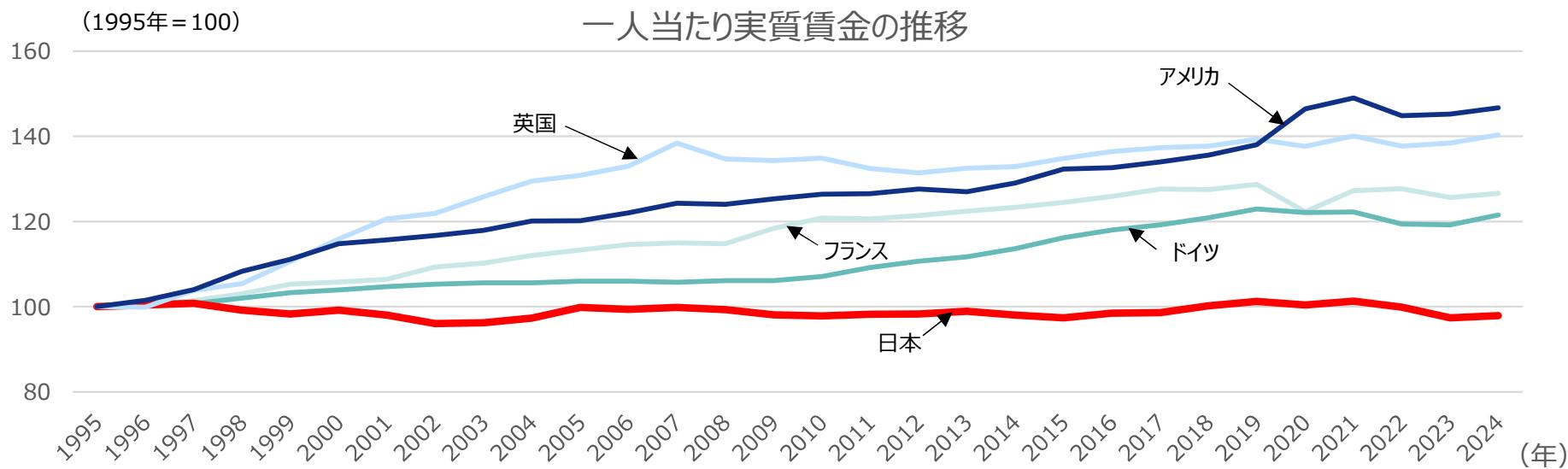
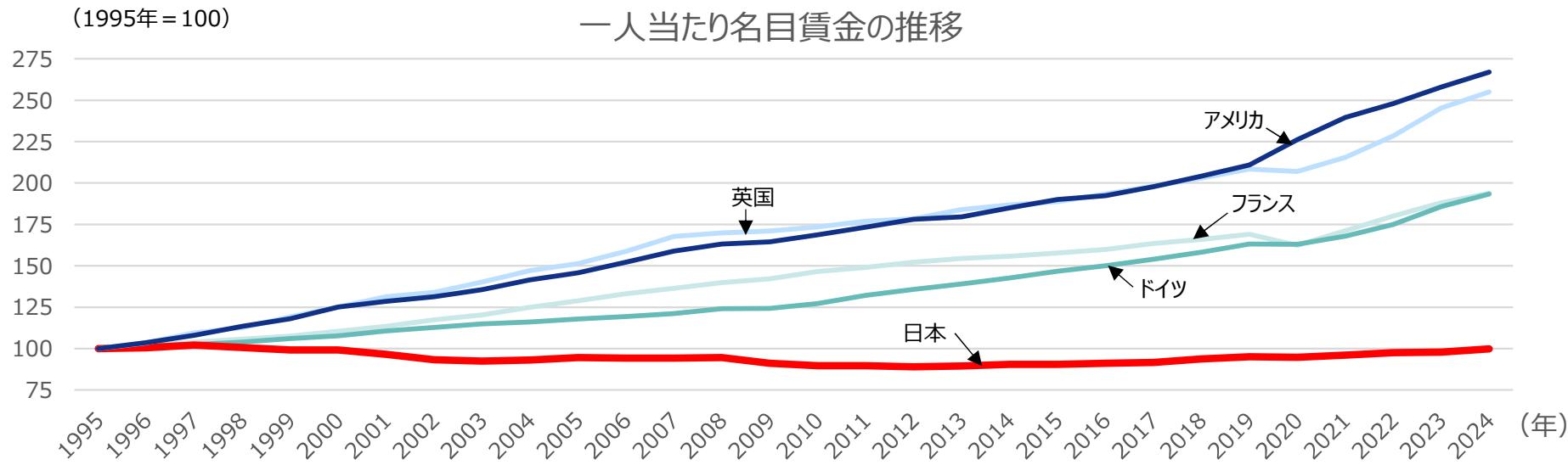


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 毎月勤労統計調査は30人以上事業所、調査産業計、就業形態計が対象 (毎月勤労統計調査で一般的に報道されるのは5人以上事業所が対象)

一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

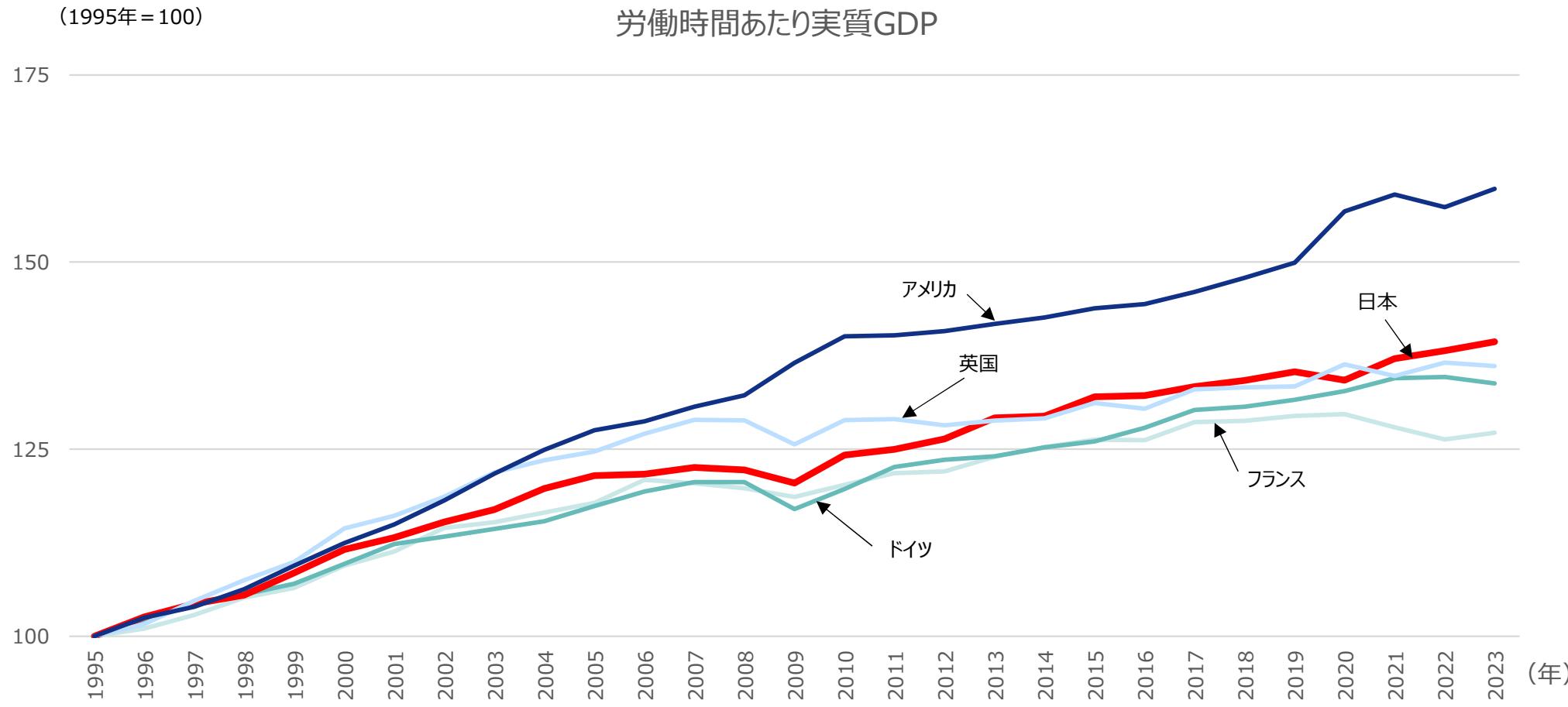
□ 過去30年間にわたり、我が国の人一人当たり賃金はおおむね横ばい。



(資料出所) OECD「Average annual wages」により作成。

労働時間当たり実質GDP

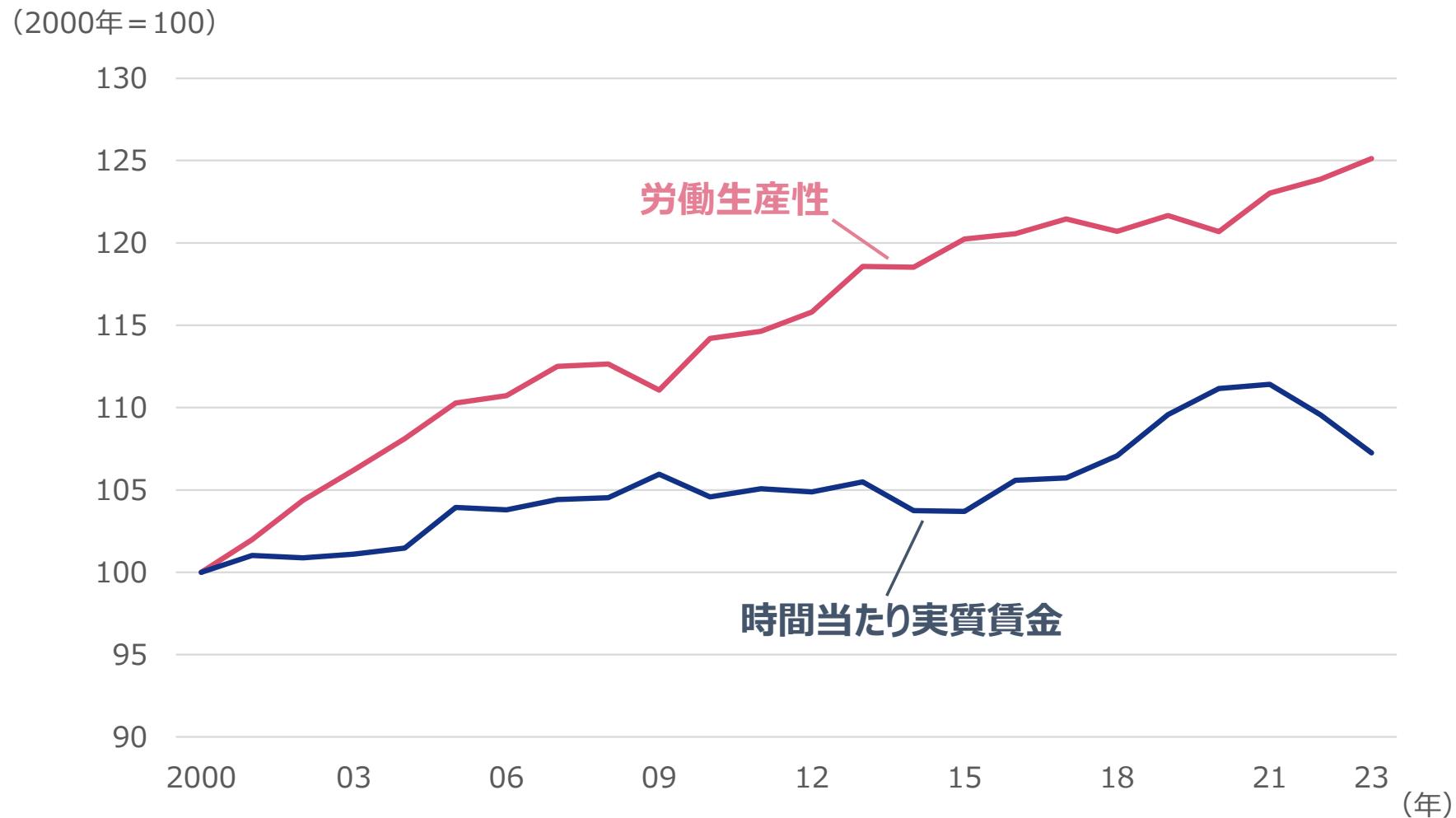
- 労働時間当たり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。



(資料出所) OECD「GDP per hour worked」により作成。

実質労働生産性と時間当たり実質賃金の推移

□ 時間当たり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。



(資料出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

(注) 労働生産性、時間当たり実質賃金はいずれもマンアワーベース

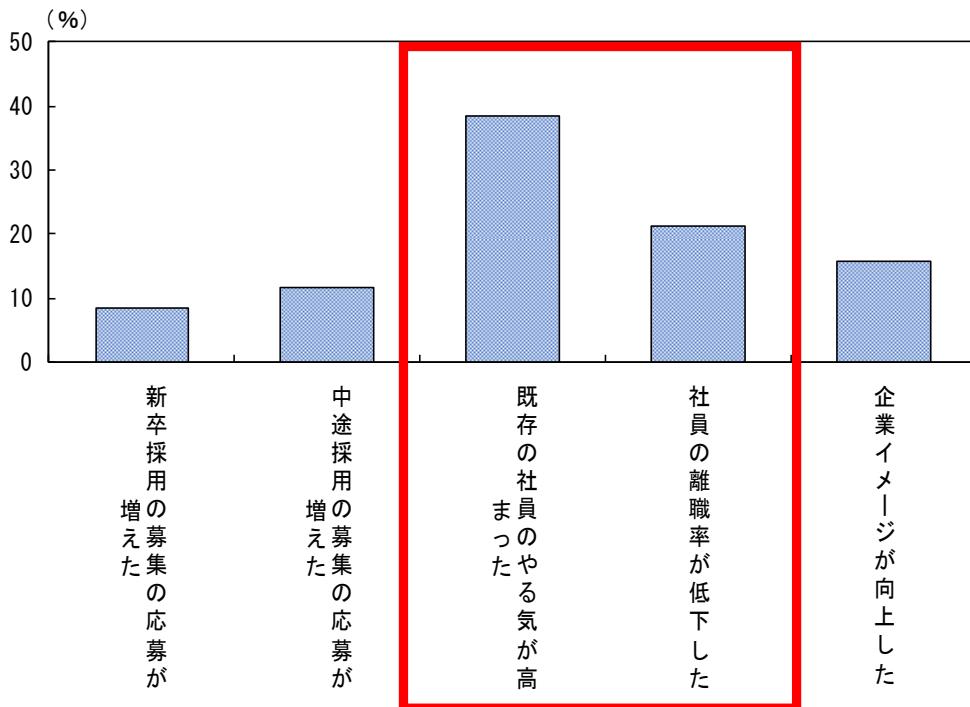
労働生産性は、国民経済計算の実質GDPを労働力調査の就業者数と毎月勤労統計統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの
時間当たり実質賃金は、国民経済計算の実質雇用者報酬を労働力調査の雇用者数と毎月勤労統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの

賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

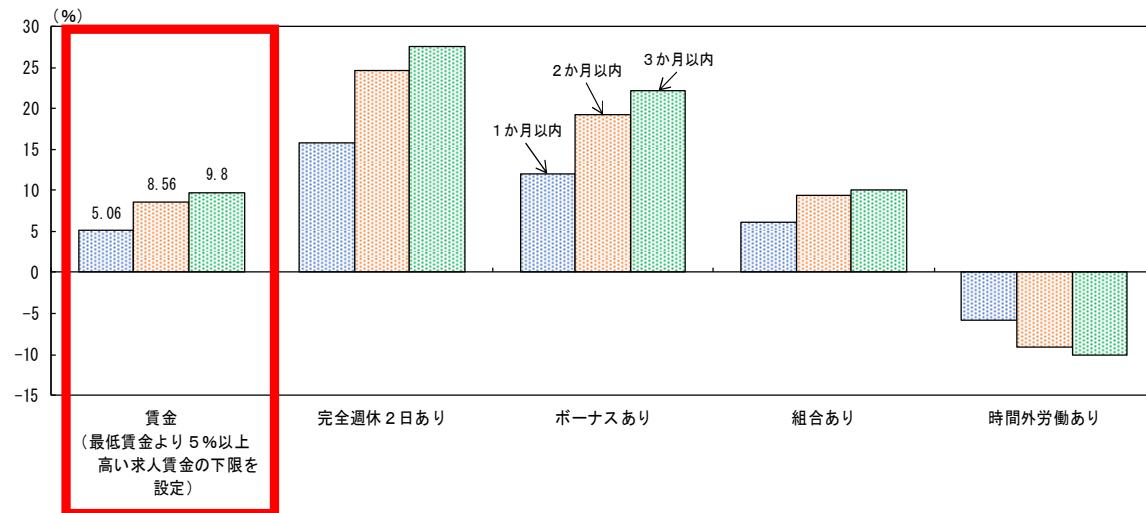
図表
01

賃上げで企業が実感する効果



図表
02

求人条件による被紹介企業への応募増加効果



賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

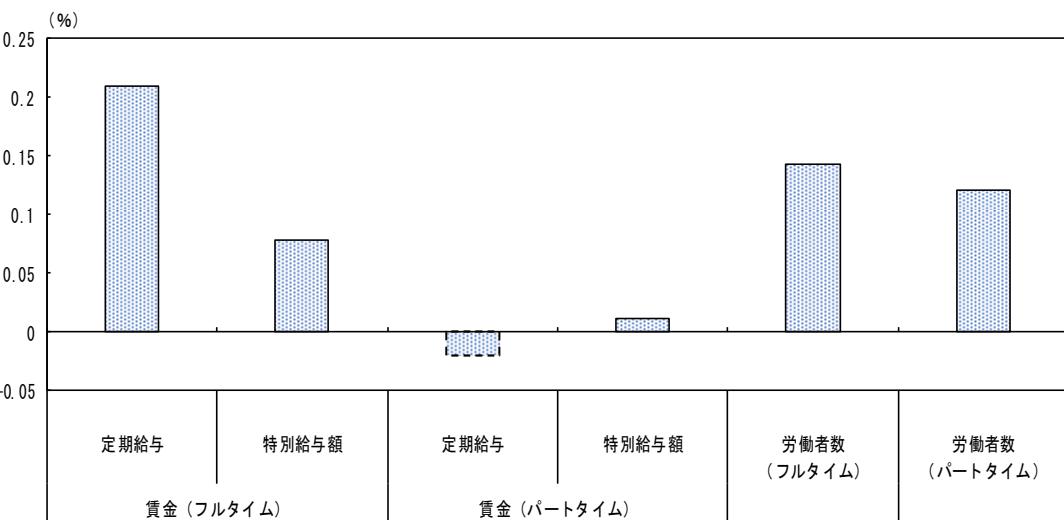
- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

図表

03

消費への効果

賃金等の要素が1%増加した場合に見込まれる消費の増加率

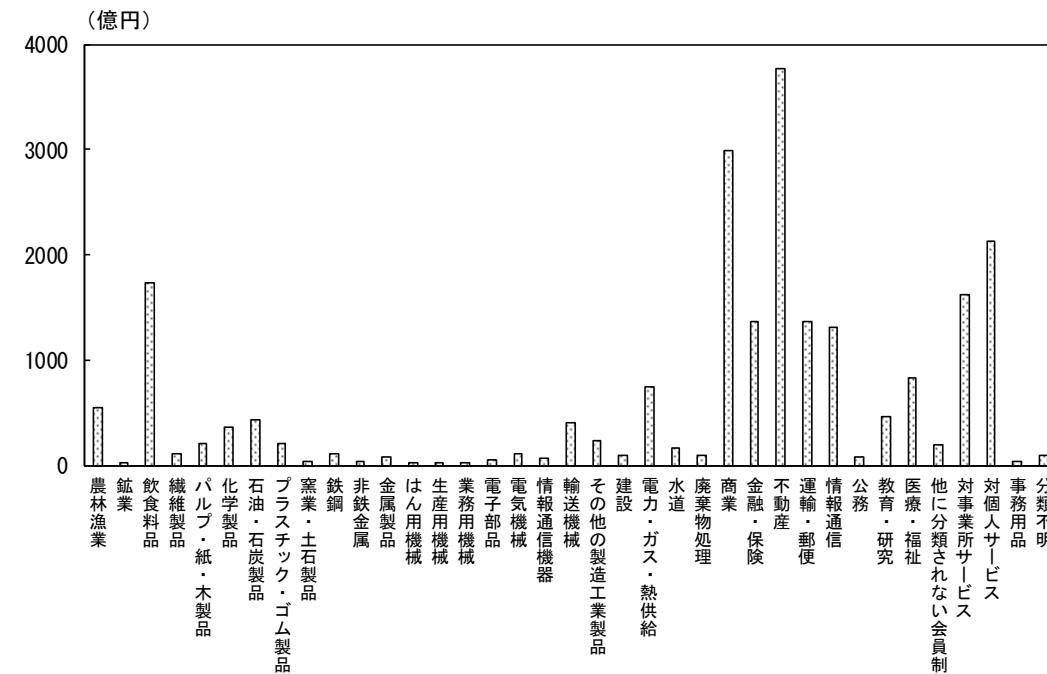


図表

04

生産への効果

賃金・俸給額が1%増加した場合に見込まれる生産額



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA）」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

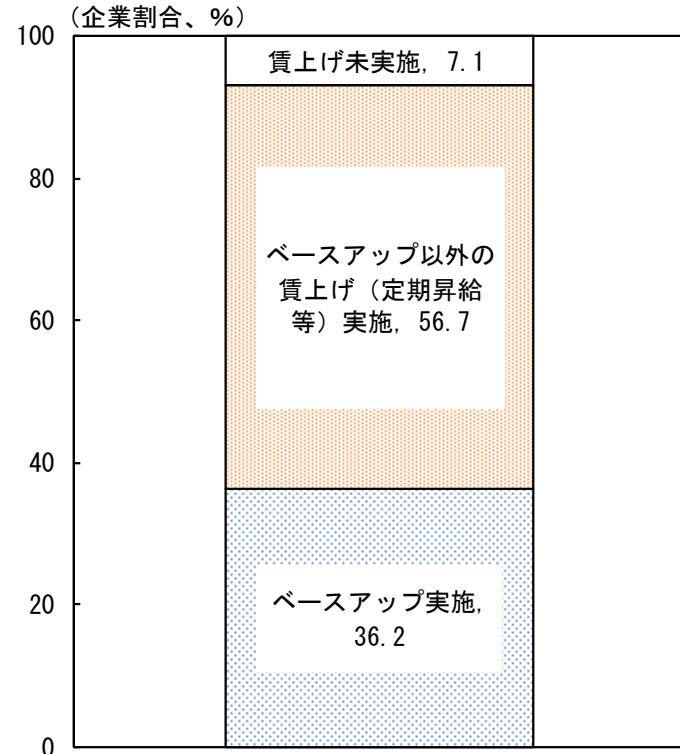
賃上げの状況

- 2022年においては、9割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約4割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。

図表
05

賃上げ実施状況

賃上げの方法等（2022年）

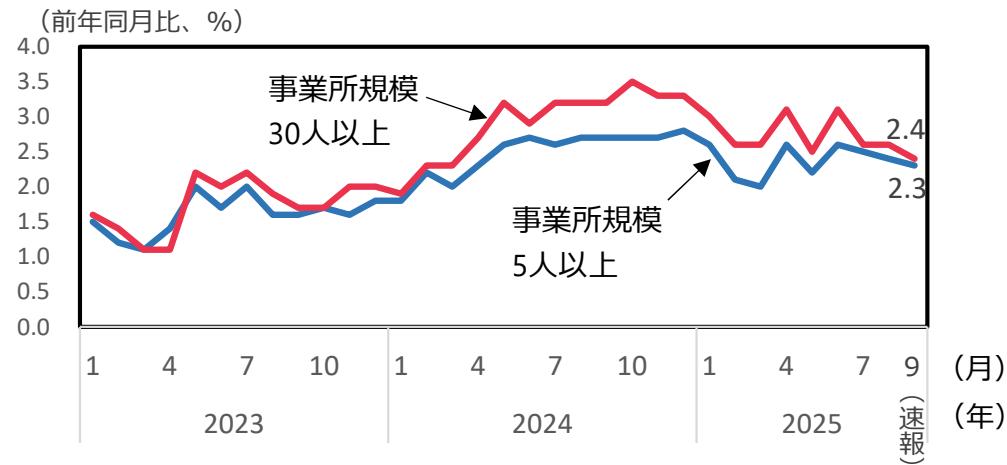


資料出所：厚生労働省「令和5年版 労働経済白書」より引用。

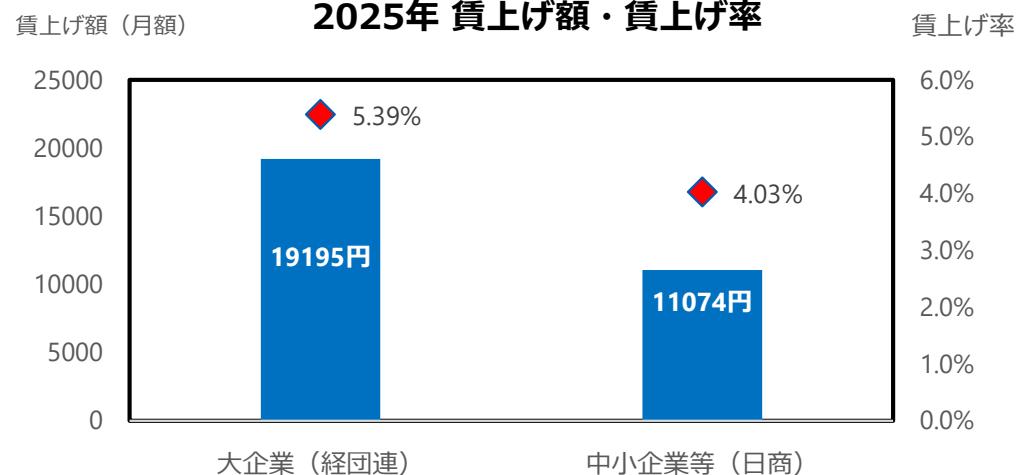
（独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

（注）2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計。

一般労働者の所定内給与の推移



2025年 賃上げ額・賃上げ率



資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2025年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。回答社数は大企業（経団連調査）が139社、中小企業等（日商調査）が2,389社。

令和7年 賃金引上げ等の実態に関する調査（R7.10.14）

調査結果の概要

1 賃金の改定状況

（1）賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.5%** (前年91.2%)

（2）1人平均賃金の改定額（予定を含む。） 13,601円 (前年 11,961円)

改定率（予定を含む。） 4.4% (同 4.1%)

「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **15,229円** (前年13,668円)

改定率（予定を含む。） **4.8%** (同 4.5%)

「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **11,980円** (前年 10,170円)

改定率（予定を含む。） **4.0%** (同 3.6%)

(注) 1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施状況

（1）賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況 定期昇給を「行った・行う」企業割合 76.8%

（2）定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを「行った・行う」企業割合 57.8%

全世代型リスクリングを促進する国民運動の実施

令和8年度概算要求額 85百万円 (一) ※当該額はキャリア形成・リスクリング事業の内数

「国民運動」としての取組方針

- グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るために、労使、大学等の教育機関、業界団体等において、リ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解を促進し、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成を図る。
- 有識者や賛同企業等にもご協力をいただきながら、経済産業省、文部科学省など関係省庁との連携強化や関連施策の情報発信を行う。
- 技能五輪国際大会（2028年）までの3年間を集中実施期間とし、令和8年度から、労使、大学等の教育機関をはじめ、幅広いターゲットに向けて情報発信を行う想定。ものづくり・DX分野などにも焦点を当てながら、関係機関と連携し、リ・スキリングに関する情報及びプログラムへのアクセス向上や技能尊重の機運醸成を図る。

主な取組事項(案)

- 有識者会議の設置・機運醸成に向けた参加型シンポジウム等の開催
 - 国民運動の基本的な方向性や効果的な発信手法を検討。
 - リ・スキリング国民運動の熱量を高めるシンポジウムを開催。
- 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携 等
 - 他省庁のリ・スキリングに関する施策・政策資源とも連携及び活用していくことで、より効果的にリ・スキリングの機運醸成を図る。
- 広報ツールの新規制作、SNS・ウェブ等を通じた情報発信
 - 機運醸成の情報拠点として、特設サイトを開設。
 - 企業における好事例の収集・公表。
 - SNS・ウェブ・既存イベント・関係機関を通じた周知広報。
- キャンペーンロゴ・名称の設定
 - 国民運動の周知・広報を推進するキャッチコピー・ロゴを決定。

※ 本施策を推進していくためには、厚生労働省・都道府県労働局を始めとする関係省庁と各地域の労使が連携して、地域に根差した取組を進めていくことが重要。各地域の先進的な取組のご紹介やその情報発信にも取り組み、リ・スキリングの機運醸成につなげていくことを予定。

省力化投資促進プラン

- 2025年6月、人手不足が深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）について、業種毎に、生産性向上目標、周知・広報、優良事例の情報提供・横展開、サポート体制の整備などを内容とする「省力化投資促進プラン」を策定。
⇒これらのプランについては、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.htmlで公表中。
- 2025年12月には、これらに、新たに、警備業が追加された（※次ページ参照）。
- プランの実行に当たっては、全国2,200か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、全国500の地域金融機関によるデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート体制構築、希望する中小企業等に対する専門家等派遣、よろず支援拠点「生産性向上支援センター」の設置を予定。

経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）（抜粋）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

「強い経済」を実現する総合経済対策（2025年11月21日閣議決定）（抜粋）

（持続的・構造的賃上げに向けた生産性向上等の支援）

人手不足感の強い12業種（※）を中心に、省力化投資を促進するため、「省力化投資促進プラン」に基づき、支援策の充実を図りつつ、プラン及び施策の周知広報、優良事例の横展開、サポート体制の整備等の取組を進める。

（※）飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業の12業種。これらに、新たに、警備業を追加する予定。

警備業・省力化投資促進プランの概要

実態把握の深堀

- 警備業は、過酷な労働環境・低賃金のため、人手不足が深刻化している（2025年9月の有効求人倍率：警備業6.70倍/全職業1.10倍）。
- 警備員は、離職率が高く、高齢化が進んでいる（2024年における65歳以上の労働者の割合：警備業34.3%/全職業13.6%）。
- 警備業務は危険と隣り合わせであり、毎年、多くの警備員が不慮の事故により殉職している（令和6年には28名が殉職）。
- 警備業は労働集約型であり、省力化とともに労働災害防止に資する自動化・機械化・システム導入の推進が必要である。

多面的な促進策

- 警備ロボットやバーチャル警備システム、警備ドローン等を活用した施設警備業務の省力化、交通誘導システム等を活用した交通誘導警備業務の省力化。
- 警備員の労務管理、配置シフト管理、上番・下番報告管理、給与の計算や債権債務業務等をシステム化することで、事務処理や管制員等の業務を省力化。
- その他、各種申請手続きのオンライン化。

サポート体制の整備・周知広報

- 業界団体による事業者向けセミナー等での優良事例の横展開により省力化施策を推進。
- 各省庁の施策情報を警察庁が集約し、業界団体等の情報発信を経由して各事業者に浸透させる。
- 生産性向上支援センターにおける伴走支援を活用。

目標、KPI、スケジュール

- 目標：警備業の労働生産性を2029年度までに25%向上（2024年度比）することを目指す。
- KPI：2029年度までに警察行政手続オンライン化システムの利用率25%を目指す（2025年12月から運用開始）。
2029年度までに法定教育にeラーニングを導入している事業者数約1,000業者を目指す
(2025年11月末時点の導入事業者数約313事業者)。
省力化支援施策に関するセミナー（説明会）を年4回（累計16回）開催し、DX化を推進する。

※プラン全文については、<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/keibigyou/index.html>に掲載中。

- 物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活者・事業者の支援を行えるよう、**重点支援地方交付金の更なる追加**を行う
- **食料品の物価高騰に対する特別加算**を措置するとともに、**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備支援**のメニューを追加するなど、国が推奨事業を提示

重点支援地方交付金

生活者支援

- ①**食料品の物価高騰に対する特別加算**
例) プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、現物給付
- ②**物価高騰に伴う低所得者世帯支援・高齢者世帯支援**
例) LPガス使用世帯への給付等の支援
- ③**物価高騰に伴う子育て世帯支援**
例) 小中学校等における学校給食費の支援
- ④**消費下支え等を通じた生活者支援**
例) 水道料金の減免
- ⑤**省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援**
例) 省エネ性能の高いエアコン・給湯器への買い換え支援



事業者支援

- ①**中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備**
例)
 - ・経営指導員による伴走支援
 - ・生産性向上に向けた補助
 - ・公共調達における価格転嫁の円滑化
- ②**医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援**
例) エネルギー・食料品価格の高騰分の支援
- ③**農林水産業における物価高騰対策支援**
例)
 - ・飼料高騰の影響受ける酪農経営の負担軽減の支援
 - ・農業水利施設の電気料金高騰に対する支援
- ④**中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援**
例)
 - ・特別高圧やLPガスの価格高騰分を支援
 - ・中小企業の省エネの取組支援
- ⑤**地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援**
例)
 - ・地域に不可欠な交通手段の確保
 - ・地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和



地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応